

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年6月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000204号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100019号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成28年4月1日、喪失年月日を平成28年10月1日に訂正し、平成28年4月から同年9月までの期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

平成28年4月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年4月から同年9月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成3年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年4月1日から平成29年12月1日まで

A社に勤務していた期間に、同社の厚生年金保険被保険者資格が取り消された。現在の被保険者記録は、平成29年12月1日に資格取得しているが、同社には、常勤の役員として平成28年4月1日から平成30年10月30日まで継続して勤務していたので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 A社の商業登記簿謄本によると、請求者は、平成27年7月10日に同社の取締役就任し、平成29年9月23日に代表権が付与(平成29年10月5日登記)されていることが確認できる。

また、日本年金機構が保管する請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届によると、請求者は、平成28年4月1日にA社において被保険者資格を取得した後、平成29年10月6日に請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届取消届(以下「取消届」という。)が提出されたことにより、請求者の同社における被保険者記録が取り消されていることが確認できる。

一方、請求者は、A社には常勤の役員として、平成28年4月1日から平成30

年10月30日までの期間において、継続して勤務していたものの、同社とは関係のない人物が、会社の印鑑を勝手に持ち出し、請求者の取消届を提出した旨主張しているところ、日本年金機構は、上述の取消届について、当該届出が提出された時点において、書類上の不備はなく、適正な届出として受理され、書面審査により適正に処理された旨回答している。

2 請求期間のうち、平成28年4月1日から同年10月1日までの期間について、課税庁から提出された請求者のA社に係る給与支払報告書によると、請求者の退職年月日は、平成28年9月30日と記載されていることが確認できる。

また、平成28年9月までA社から委託を受けていた税理士は、平成28年当時、請求者が同社の業務に関わっていたと思われる旨陳述しているところ、裁判所が保管する訴訟資料によると、請求者は、少なくとも平成27年10月26日から平成28年9月27日までの期間において、同社の前事業主と業務に関する連絡を取り、前事業主の了承の上で金銭の振込を行っていた旨記載されている。

さらに、請求者は、当初、平成28年4月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、同社は、請求者に係る平成28年度分厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出していることが確認できることから、平成28年4月1日から同年9月30日までの期間において、請求者が同社の業務に関わっていたと認められる。

加えて、請求者から提出された平成28年4月分から同年9月分までの給与支給明細書及び預金通帳（以下、併せて「給与支給明細書等」という。）によると、請求者は、平成28年4月から同年9月までの期間の各月に、A社から9万8,000円の標準報酬月額に相当する給与（10万円）の支払を受け、10万4,000円の標準報酬月額を超える厚生年金保険料（9,771円）を給与から控除されていたことが確認又は推認できることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成28年4月1日、喪失年月日を平成28年10月1日に訂正することが必要である。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成28年4月から同年9月までの標準報酬月額については、給与支給明細書等で確認又は推認できる報酬月額及び日本年金機構の回答から、9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者のA社における被保険者記録が取り消された期間に係る厚生年金保険料は、年金事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当又は還付されていることから、事業主は、請求者の平成28年4月から同年9月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間のうち、平成28年10月1日から平成29年9月22日までの期間について、上述の訴訟資料によると、請求者は、平成28年秋頃から1年程はA社の業務に関わっていなかった旨記載されているところ、同社の前事業主は死亡している上、破産管財人は、請求者の勤務が確認できる資料を保管しておらず、請求者は、当該期間に同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる従業員への照会を望んでいないことから、当該期間における請求者の勤務の事実について確認できない。

また、請求者は、平成28年10月分の給与支給明細書を所持しているものの、上述の預金通帳、請求者並びに課税庁から提出された平成28年分及び平成29年分の所得税の確定申告書、課税庁から提出された請求者に係る平成28年分及び平成29年分の市・県民税所得課税証明書、上述の税理士から提出された請求者に係る平成29年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿並びに訴訟資料の給与台帳（以下、併せて「預金通帳等」という。）からは、平成28年10月から平成29年9月までの期間に係る給与の振込又は支払が確認できない。

さらに、年金事務所から提出されたA社の平成29年度分厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、請求者に係る届出が確認できず、破産管財人及び請求者は、同社の賃金台帳等の資料を保管していないことから、平成28年10月1日から平成29年9月22日までの期間に係る給与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の平成28年10月1日から平成29年9月22日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として平成28年10月1日から平成29年9月22日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 請求期間のうち請求者がA社の代表取締役就任した平成29年9月23日から同年12月1日までの期間について、請求者から提出された給与支給明細書並びに平成29年分源泉徴収簿等により、請求者は、平成29年10月及び同年11月に同社から給与の支払を受けているものの、給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、請求者は、平成29年12月1日にA社の厚生年金保険被保険者資格を取得するまで、同社の事業主として、自らの平成29年9月23日から同年12月1日までの期間に係る事実に基づいた届出を行っていない。

これらの事情を総合的に判断すると、平成29年9月23日から同年12月1日までの期間について、請求者が、A社の事業主として、自身の給与から厚生年金保険料を控除していない上、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、厚生年金保険被保険者記録がない旨の主張することは、信義則上許されず、請求者の厚生年金保険被保険者資格に係る記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100077号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100021号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成20年12月5日の標準賞与額を14万7,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年12月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における平成20年12月5日の標準賞与額を14万7,000円から15万円に訂正することが必要である。

平成20年12月5日の訂正後の標準賞与額(上述の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年12月5日

請求期間について、年金事務所から賞与の記録が年金記録に反映されていない可能性がある旨の連絡をもらい、預金通帳を確認したところ、A社から28万1,011円が入金されていた。そのほかの月の給与の入金額が15万9,844円となっており、差額の12万1,167円が賞与の手取り額と考えられるので、請求期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、A社から提出された賞与一覧表及び同社の事業主の回答並びに請求者から提出された預金通帳から判断すると、請求者は、同社から標準賞与額15万円に相当する賞与(15万円)の支払を受け、標準賞与額14万7,000円に見合う厚生年金保険料(1万1,247円)を事業主により控除されて

いたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、14万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる資料がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間について、上述のとおり、請求者は、A社から標準賞与額15万円に相当する賞与（15万円）の支払を受けていることが認められることから、厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額14万7,000円を15万円に訂正することが必要である。

ただし、平成20年12月5日の訂正後の標準賞与額（上述の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000416号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100020号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年

期間ははっきり覚えていないが、昭和60年の春頃から夏頃にかけて3か月間くらい、A社で勤務した。B社C工場でDの仕事をしていたが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及び請求者が名前を挙げた複数の同僚の陳述並びに当該同僚の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、期間は特定できないものの、請求者は、昭和60年の一部期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、i) 請求者のA社における雇用保険の記録が確認できないこと、ii) 昭和60年に同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、複数の者が、入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致していない旨回答又は陳述していること、iii) 当該同僚が昭和60年に同社に勤務していたとして名前を挙げた者の中には、厚生年金保険被保険者記録が確認できない者がいること、iv) 昭和60年当時の同社の給与計算担当者は、給与から厚生年金保険料を控除しない従業員がいた旨陳述していることから、同社では、必ずしも入社と同時に全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった状況がうかがえる。

また、A社は、昭和60年当時の資料を保管していないところ、同社の社会保険事務を代行しているE組合は、A社に係る厚生年金保険被保険者が記載された台帳において、昭和60年に被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名はない旨陳述している上、厚生年金保険被保険者原票においても、昭和60年にA社で被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に

欠番もない。

さらに、請求者は、給与明細書等を所持していないことから、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100078号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100022号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年12月

請求期間について、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録がない。調査の上、請求期間に係る賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、A社は、請求者の賞与に係る資料を保管しておらず、請求者に対しての賞与の支払の有無及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間に係る賞与明細書等の資料を保管しておらず、請求期間当時の給与の振込があったとする預金通帳の保管もないとしている上、当該預金口座のある金融機関は、取引履歴の保管を10年としており、請求期間当時の記録がない旨回答している。

さらに、請求者の請求期間当時から現在までの住所地であるB市は、税務関係資料の保管が7年であることから、請求期間当時の資料がない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。